

医師修学資金貸与者にかかるキャリア形成プログラムの適用について

三重県医療保健部
医 療 人 材 課

三重県医師修学資金の貸与を受けた方は、医師免許取得後に、三重県地域医療支援センターが策定する「キャリア形成プログラム」に基づいて、三重県内の医療機関等で9年間勤務（うち一定期間を、医師不足地域※¹で勤務）することで、資金の返還が免除されます※²。

※¹ 医師不足地域は、第8次（前期）三重県医師確保計画（令和6年3月策定）に定める医師少数区域および医師少数スポットを指します

※² 貸与決定年度が平成29年度以前の方は、「9 経過措置について」を参照してください

1 キャリア形成プログラムについて

キャリア形成プログラムとは、医師不足や医師の地域偏在の解消と、専門医の取得などといった医師の能力開発・向上の両立を図るため、卒後9年間のキャリア形成を定めたもので、診療科や就業先となる機関別に様々なコースを示したものです。

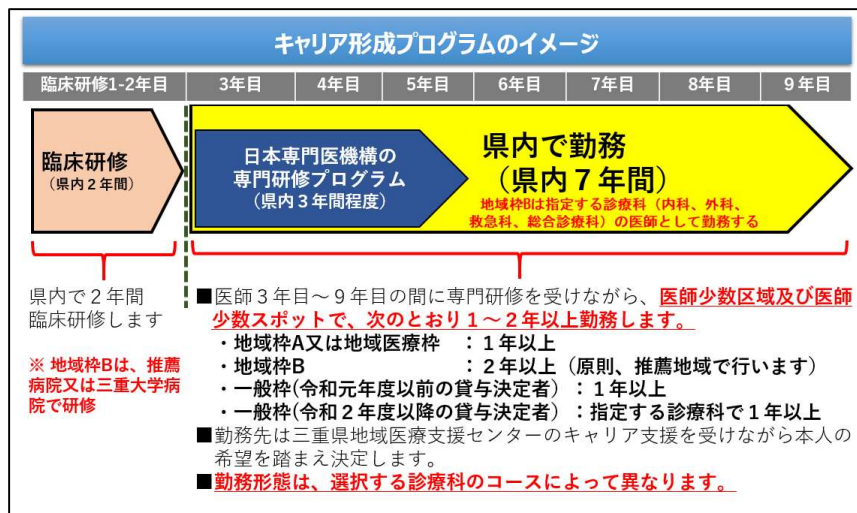
キャリア形成プログラムは、厚生労働省の「キャリア形成プログラム運用指針」に基づいて、三重県地域医療支援センターが策定しています。

2 医療法の改正について

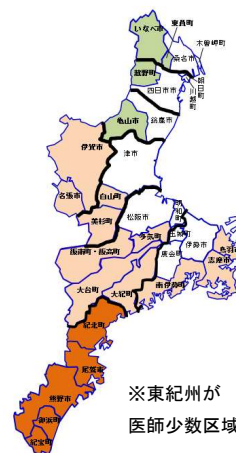
平成30年7月に改正された医療法において、都道府県は、医師修学資金を貸与した地域枠医師等の対象者に、同意を得てキャリア形成プログラムを適用することが義務化されました※。

※ 医療法第30条の23第2項第1号、医療法施行規則第30条の33の13

3 キャリア形成プログラムのイメージ



医師少数区域及び
医師少数スポット
(着色部分)



※東紀州が
医師少数区域

4 「三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム」について

三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムは、三重県のホームページで公開しています。

トップページ > 健康・福祉・子ども > 医療 > 医師・看護職員確保対策
> 地域医療支援センター

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500006593.htm>

5 地域枠入学者の卒後の勤務について

三重大学医学部地域枠入学者（地域枠 A、B、地域医療枠）は、入試時の学生募集要項において、卒後の一定期間を県内で地域医療に貢献することが求められています。

また、三重大学において策定された『三重大学医学部地域枠制度で入学した者の初期臨床研修終了後の研修・勤務のあり方について』（2018.3.19）において、専門研修開始以降の7年間（卒後3～9年目）の間に、医師不足地域での一定期間の勤務が求められています（医師修学資金の受給の有無は問いません）。

そのため、地域枠入学者の方は、これらの方針もふまえ、卒後はキャリア形成プログラムに基づく9年間の勤務を行っていただきます。

6 一般枠入学者の卒後の勤務について

一般枠の医師修学資金貸与者は、卒後はキャリア形成プログラムに基づき9年間の勤務を行っていただきます。

ただし、平成29年度以前に貸与決定を受けた方については、経過措置※により、キャリア形成プログラムに基づく9年間のコースのほかに、旧制度のコースとして、県内勤務医コース（10年間）、へき地医療コース（6～7年間）の選択が可能です。県としては、改正医療法の趣旨に沿った9年間コースの選択をお願いしています。

※ 貸与決定年度が平成29年度以前の方は、「9 経過措置について」を参照

7 コース選択の具体的な手続き

臨床研修2年目に、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムのコースの中から具体的な勤務コースを選択していただきます。

○地域枠医師・・・三重大学医学部附属病院専門研修コースから選択

○一般枠医師・・・制限なし

8 キャリア形成プログラムの改訂について

三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムは、毎年度見直しを行うこととしています。

見直しにあたっては、改訂案をホームページに公開し、適用対象の医師や学生の皆さんから、意見を伺うこととしています。

トップページ > 健康・福祉・子ども > 医療 > 医師・看護職員確保対策
> 地域医療支援センター

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500006593.htm>

(参考) 三重県地域医療支援センターとは

地域枠医師や医師修学資金の貸与を受けた若手医師等を対象に、キャリア形成に不安を持つことなく、地域の医療機関や中核病院等をローテーションしながら専門医を取得できるよう、キャリア形成支援と医師不足病院等の医師確保の支援を一体的に行うことを目的として三重県が設置した機関です。

三重県庁と三重大学医学部附属病院に相談窓口があります。

三重県地域医療支援センター

○三重県庁

医療人材課 医師確保班

T E L : 059-224-2326

E-mail : iryokai@pref.mie.lg.jp

○三重大学医学部附属病院

三重大学医学・病院管理部 総務課病院研修室
地域医療支援係

T E L : 059-231-5529

E - mail : info@doctor-mie.jp



9 経過措置について

三重県医師修学資金貸与制度は、平成 29 年 12 月に、国の方針に沿って県条例、規則等の改正を行いました。これまであった複数の勤務コースを廃止し、キャリア形成プログラムに基づく 9 年間の勤務コースに一本化したところです。

ただし、条例改正以前に貸与決定を受けた方は、条例上で経過措置を設けており、9 年間コースに加えて、制度改正前の返還免除コース（下記）を選択することもできます。

表 経過措置による選択可能な勤務コース

対象者：平成 29 年度以前に貸与決定を受けた者

改正	勤務コース	卒後の 義務勤務 期間	うち医師不足地域で の勤務（臨床研修を 除く）	適用 開始 年度	キャリア形 成プログラ ムの適用	キャリア形 成プログラ ム本数 （R6 現在）
制度改正後	9 年間 コース	9 年間	1～2 年以上 （キャリア形成プログラ ムに基づく）	H30～	適用	33 本
制度改正前	県内勤務医 コース	10 年間	なし	H20～	無し	—
	へき地医療 コース	①内科・外科 7 年 ②小児科・産婦人科 6 年	①内科・外科 へき地勤務 4 年 ②小児科・産婦人科 へき地勤務 2 年	H20～	無し	—
	地域医療支 援センター コース 【廃止】※	8 年間	1 年間	H26 ～ R1	適用 （改正医療 法により 9 年間コース に一本化）	17 本

※ 地域医療支援センターコースは、キャリア形成プログラムに基づく 8 年間の勤務（うち医師不足地域等での 1 年間の勤務）ですが、医療法改正によりキャリア形成プログラムの期間が 9 年間と規定されたことから、9 年間コースに一本化したため廃止しました。